

## 重要事項説明書（訪問看護サービス）

あなたに対する訪問看護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業者

事業者の名称	眉山病院
事業者の所在地	徳島市西二軒屋町二丁目39-2
法人種別	医療法人
代表者名	阿部 光仁
電話番号	088-625-7665
設立年月日	昭和56年6月1日

### 2. ご利用施設

施設の名称	眉山病院
施設の所在地	徳島市西二軒屋町二丁目39-2
施設長名	後藤田 康夫
電話番号	088-625-7665
FAX番号	088-625-8014
事業者指定	平成12年4月1日 徳島県知事指定第3610124392

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者の能力に応じ自立した日常生活を営む
運営方針	サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに介護その他の世話及び機能訓練を行い、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努める。

### 4. 営業日及びご利用の予約

営業日	月～金 8:40 ～ 17:00
予約の方法	予約は、利用希望日の2ヶ月前から受け付けております。

### 5. 苦情等申し立て先

眉山病院 相談室	ご利用時間 9:00 ～ 17:00（平日） 上記時間以外でも、いつでもご相談ください。
----------	---

## 6. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	後藤田 康夫
	医療機関名	眉山病院
	所在地	徳島市西二軒屋町2丁目39-2
	電話番号	088-625-7665 (緊急時)

## 7. 利用料 (介護保険を利用された場合、自己負担額は1割です。)

20分未満	2550円
30分未満	3810円
30分以上1時間未満	5500円
1時間以上1時間30分未満	8450円

- ・サービス単価は、点数で表示します。
- ・准看護師については、90/100点数で算定します。
- ・早朝及び夜間は所定点数の25%、深夜は所定点数の50%の加算があります。

## 8. その他

- ① 訪問看護サービスは利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供いたします。
- ② サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいようにご説明いたします。もし、ご不明な点などございましたら、担当職員に遠慮なくご質問ください。
- ③ サービスの提供にあたりましては、別紙訪問看護計画に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ④ 提供しました訪問看護に関しては、医師の指示に従い、常に報告と診療記録への記載に努め、知り得た情報の守秘義務は守ります。
- ⑤ 担当職員の変更に関しては、いつでも申し出をお受けいたします。その場合、当事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ⑥ 当事業者は、担当の看護職員が退職する等正当な理由がある限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。